

介護保険施設等運営指導基準

練馬区福祉部指導検査担当課

運営指導基準中の「評価区分」

評価 区分	指 導 形 態		根拠の提示	改善報告
C	文書 指摘	福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。	法令等、具体的かつ直接的な根拠が必要	期限を定めて改善報告を行うよう指導
B	口頭 指導	福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。 なお、福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。	法令等、具体的かつ直接的な根拠が必要	不要
A	助言 指導	法令および通達等のいずれにも適合しているが、必要と判断した場合、適正な運営に資するものと考えられる範囲で、水準向上のための「助言指導」を行う。	直接的な根拠まで求めないが、具体的な理由の説明が必要	不要

指定通所介護事業 運営指導基準

— 令和6年4月1日適用 —

練馬区福祉部指導検査担当課

「法」＝介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)

「則」＝介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)

「条例」＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 111 号）

「規則」＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準に関する条例施行規則（平成 24 年東京都規則第 141 号）

「施行要領」＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準に関する条例および東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成 25 年 3 月 29 日 24 福保高介第 1882 号）

「省令」＝指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）

「基準について」＝指定居宅サービス等および指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）

「告示」＝指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）

「留意事項」＝指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導および福祉用具貸与に係る部分）および指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）

「利用者等告示」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号）

「大臣基準告示」＝厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）

「施設基準告示」＝厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号）

「通所介護費等の算定方法告示」＝厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準および看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成 12 年厚生省告示第 27 号）

「厚生労働大臣が定める地域告示」＝厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号）

運営指導基準（指定通所介護事業）

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
第1 基本方針	1 基本方針 指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	法第73条第1項 条例第98条	・ 運営規程 ・ パンフレット等	C
第2 人員に関する基準	1 従業者の配置の基準 (1) 指定通所介護事業者が、指定通所介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、つぎのとおりとなっているか。 ① 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数を配置しているか。また、生活相談員は、東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第40号）第5条第2項に定める生活相談員に準じているか。 ※ 指定通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所介護をいうものであることから、例えば、つぎのような場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。 ア 指定通所介護が同時に一定の距離を置いた二つの場所で行われ、	法第74条第1項 条例第99条第1項第1号 規則第17条第1項第1号 施行要領第3の6の1の(2) 施行要領第3の6の1の(1)の①のイおよびロ	・ 勤務実績表／タイムカード ・ 勤務体制一覧表 ・ 従業員の資格証 ・ 業務日誌 ・ 送迎記録 ・ 日々のサービス提供者数および提供時間数が分かる書類	C C

	確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。 なお、アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。 ③ 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たるものに限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間数（提供単位時間数）で除して得た数が、利用者（条例第101条第3項に規定する利用者をいう。以下「人員に関する基準」において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては、1に15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数以上となるために必要な数を配置しているか。 ※1 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて適当数の従業者を配置しているか。 ※2 規則第17条第1項第1号の生活相談員および同項第3号の介護職員の人員配置については、提供日ごとに、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するように定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。 ※3 生活相談員については、指定通所介護の単位の数にかかわらず、つぎの計算式のとおり指定通所介護事業所における提供時間数に	条例第99条第1項第3号 規則第17条第1項第3号 施行要領第3の6の1の (1)の② 施行要領第3の6の1の (1)の③ 施行要領第3の6の1の (1)の④		C
--	--	---	--	---

	応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする。 （確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式） 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数 例えば、1単位の指定通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。 ※4 規則第17条第1項第3号にいう介護職員については、指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数および利用者数から算出される。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とする。 （確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式） ・利用者数 15 人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数 ・利用者数 16 人以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝（（利用者数－15）÷5＋1） ×平均提供時間数			
--	---	--	--	--

施行要領第3の6の1の
(1)の⑤

	※ 平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数 例えば、利用者数 18 人、提供時間数を 5 時間とした場合、$(18-15) \div 5 + 1 = 1.6$ となり、5 時間の勤務時間数を 1.6 名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、$5 \times 1.6 = 8$ 時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となる。利用者数と平均提供時間数に応じて確保すべき勤務延時間数の具体例を別表 3 に示すものとする。 なお、介護職員については、指定通所介護の単位ごとに常時 1 名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時 1 名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること。 また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるとされたことから、例えば複数の単位の指定通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に 1 名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。			
	別表 3 通所介護の人員配置基準を満たすために必要となる介護職員の勤務時間数の具体例（単位ごと）	基準について別表 3		

	利用者	平均提供時間数						
		3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	5人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	10人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	15人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	16人	3.6 時間	4.8 時間	6.0 時間	7.2 時間	8.4 時間	9.6 時間	10.8 時間
	17人	4.2 時間	5.6 時間	7.0 時間	8.4 時間	9.8 時間	11.2 時間	12.6 時間
	18人	4.8 時間	6.4 時間	8.0 時間	9.6 時間	11.2 時間	12.8 時間	14.4 時間
	19人	5.4 時間	7.2 時間	9.0 時間	10.8 時間	12.6 時間	14.4 時間	16.2 時間
	20人	6.0 時間	8.0 時間	10.0 時間	12.0 時間	14.0 時間	16.0 時間	18.0 時間
④ 機能訓練指導員 機能訓練指導員は1人以上確保されているか。 機能訓練指導員については、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退防止の訓練を行うために、利用者の心身の状態を的確に把握し、かつ、利用者ごとに作成する通所介護計画に定められた機能訓練を適切に実施するために必要な程度配置すること。 (2) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。 (3) 機能訓練指導員は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができる。 ※ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔								
条例第99条第1項第4号 規則第17条第1項第4号 施行要領第3の6の1の(1)の⑦								
規則第17条第4項								
規則第17条第5項								
施行要領第3の6の1の(3)								
C								
C								
C								

	道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格を有する者（はり師またはきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。 ※ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員または介護職員が行っても差し支えない。 (4)生活相談員または介護職員のうち1人以上は、常勤であるか。 (5)指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして区が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、区の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとする。 2 管理者 (1)指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに管理者を置いているか。 (2)管理者は、専ら当該指定通所介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。 ※ 当該指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、または同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	規則第17条第6項 条例第99条第2項		C C
	(1)指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに管理者を置いているか。 (2)管理者は、専ら当該指定通所介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。 ※ 当該指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、または同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	条例第100条第1項 条例第100条第2項 施行要領第3の6の1の(4)(準用第3の1の1(3))	・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表／タイムカード ・勤務表	C C

	届け出るものとする。 ※３ 指定通所介護事業者が条例第99条第２項に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第１号通所事業の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該第１号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たすものとみなす。	条例第101条第４項		
第４ 運営に関する基準	１ 管理者の責務 (１)管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者の管理および指定通所介護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (２)管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者に条例「第７章第四節 運営に関する基準」を遵守させるための指揮命令を行っているか。 ２ 運営規程 指定通所介護事業者は、各指定通所介護事業所において、つぎに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下において「運営規程」という。）を定めているか。 ① 事業の目的および運営の方針 ② 従業者の職種、員数および職務の内容 ③ 営業日および営業時間（８時間以上９時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定通所介護事業所にあっては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。） ④ 指定通所介護の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者（実人員数）の数の	条例第112条(準用第51条) 条例第102条 施行要領第３の６の３の (１)	・ 運営規程 ・ 重要事項説明書 ・ 指定申請書および変更届控	C C C

	上限をいう。) ⑤ 指定通所介護の内容および利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域（当該指定通所介護事業所が通常時に指定通所介護を提供する地域をいう。) ⑦ 指定通所介護の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項 3 勤務体制の確保等 (1) 指定通所介護事業者は、利用者に対し、適切な指定通所介護を提供することができるよう各指定通所介護事業所において、従業員の勤務体制を定めているか。 (2) 当該指定通所介護事業所の従業員によって指定通所介護を提供しているか。 ※ 利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定通所介護については、この限りでない。 (3) 指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員および機能訓練指導員の配置、各職種との兼務関係等を明確にしているか。 (4) 指定通所介護事業者は、通所介護従業員の資質向上のために研修の機会を確保しているか。この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業員（看護職員、介護福祉士または介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これ			
		条例第103条第1項	・運営規程 ・就業規則 ・勤務表	C
		条例第103条第2項	・雇用の形態（常勤・非常勤）が分かる文書 ・勤務実績表（勤務実績が確認できるもの）	C
		施行要領第3の6の3の(2)の①		C
		条例第103条第3項	・研修計画、実施記録等	C

	らに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 (5) 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。(職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置)	条例第103条第4項	・事業主の方針および相談に応じる体制がわかる書類等	C
	4 業務継続計画の策定等 (1) 指定通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的にを行い、および業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定通所介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的の実施しているか。 (3) 指定通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	条例第112条(準用第11条の2)	・業務継続計画 ・研修・訓練実施記録等	C C C
	5 内容および手続の説明および同意 (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	条例第112条(準用第12条)	・運営規程 ・重要事項説明書(利用者または家族の署名、捺印) ・利用契約書(利用者または家族の署名、捺印)	C

	(2)文書は、わかりやすいものとなっているか。 6 提供拒否の禁止 指定通所介護事業者は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒んではいないか。 7 サービス提供困難時の対応 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 8 受給資格等の確認 (1)指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめているか。 (2)指定通所介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するよう努めているか。 9 要介護認定の申請に係る援助 (1)指定通所介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者については当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2)指定通所介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含	条例第112条(準用第13条) 条例第112条(準用第14条) 条例第112条(準用第15条) 条例第112条(準用第16条)	・利用申込受付簿等 ・居宅介護支援事業者へ連絡をしたことが分かる書類等 ・サービス提供依頼書等 ・利用者に関する記録（被保険者証の写等） ・利用者に関する記録	C C C B C C
--	--	---	--	---

	む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。			
	10 心身の状況等の把握 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	条例第112条(準用第17条)	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録等	B
	11 居宅介護支援事業者等との連携 (1)指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。 (2)指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	条例第112条(準用第18条)	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録等	B B
	12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出ること等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行う	条例第112条(準用第19条)	・利用者の届出書控等 ・居宅サービス計画書	C

	ために必要な援助を行っているか。 13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供しているか。 14 居宅サービス計画の変更の援助 指定通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 15 サービスの提供の記録 (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日および内容、当該指定通所介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。 16 利用料等の受領 (1) 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支	条例第112条(準用第20条) 条例第112条(準用第21条) 条例第112条(準用第23条) 条例第104条第1項	・居宅サービス計画書 ・通所介護計画書 ・サービス提供記録等 ・利用者に関する記録 (変更があったかの確認) ・居宅サービス計画書 ・通所介護計画書 ・サービス提供票 ・サービス提供記録 ・業務日誌 ・送迎記録 ・サービス提供票、サービス提供票別表等 ・サービス提供票、サービス提供票別票等	C C C C
--	--	--	--	-------------------------------------

	(6)指定通所介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定通所介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額および滞在に要した費用の額に係るものならびにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	則第65条		C
	17 保険給付の申請に必要なとなる証明書の交付 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。	条例第112条(準用第25条)	・ サービス提供証明書控(介護給付費明細書代用可)	C
	18 指定通所介護の基本取扱方針 (1)指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行っているか。 (2)指定通所介護事業者は、提供する指定通所介護の質の評価を行い、常に改善を図っているか。	条例第105条		C
	19 指定通所介護の具体的取扱方針 指定通所介護の具体的な取扱いは、つぎに掲げるところによっているか。 (1)条例第107条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能	条例第106条	・ 通所介護計画書	C

	訓練および当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。 (2) 通所介護従業者は、利用者またはその家族に対し、指定通所介護の提供方法等について、説明を行っているか。 (3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。 (4) (3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性および一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行っているか。 (5) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定通所介護の提供を行っているか。 (6) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定通所介護を利用者の希望に沿って適切に提供すること。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した指定通所介護の提供ができる体制を整えているか。 20 通所介護計画の作成 (1) 管理者、利用者の心身の状況、希望および置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所介護の内容等を記載した通所介護計画（以下において「通所介護計画」と	「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年老発第155号（「身体拘束ゼロ作戦」の推進について）施行要領第3の6の3の(4)の④ 条例第107条第1項	・身体的拘束等の適正化のための指針 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会等の記録 ・身体的拘束等の適正化のための研修記録 ・身体拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 ・居宅サービス計画書 ・通所介護計画書（利用者または家族の署名、捺印）	C C C C C C
--	--	---	---	---

	いう。)を作成しているか。 この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 ※ 通所介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容およびその所要時間、日課(プログラム)等を明らかにしているか。 (2)管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、当該通所介護計画の内容について利用者またはその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。 (3)管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しているか。 (4)通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従った指定通所介護の実施状況および目標の達成状況の記録を行っているか。 (5)通所介護計画に従った指定通所介護の実施状況および目標の達成状況については、それぞれの利用者について記録を行わなければならないが、管理者は、当該通所介護計画の実施状況等の把握・評価を行い、必要に応じて当該通所介護計画の変更を行っているか。 (6)通所介護計画の目標および内容等については、利用者または家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。 (7)居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介護計画を提	施行要領第3の6の3の(5)の② 条例第107条第2項 条例第107条第3項 条例第107条第4項 施行要領第3の6の3の(5)の⑤ 施行要領第3の6の3の(5)の⑥ 施行要領第3の6の3の(5)の⑦	・アセスメントシート ・モニタリングシート	C C C C C C B
--	---	---	-------------------------------------	--

	供することに協力するよう努めているか。 21 利用者に関する区への通知 指定通所介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合または偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、もしくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。 22 緊急時等の対応 通所介護従業者等は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 23 定員の遵守 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っていないか。 ※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 24 衛生管理等 (1)指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 (2)指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、措置を講じているか。	条例第112条(準用第30条) 条例第112条(準用第31条) 条例第108条 条例第109条第1項 条例第109条第2項 規則第19条の2	・区に送付した通知に係る記録 ・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録等 ・利用者名簿 ・業務日誌等 ・国保連への請求書控え ・送迎記録 ・衛生管理に関するマニュアル等 ・委員会開催記録 ・指針 ・研修および訓練実施記録	C C C C C
--	--	--	--	--

	① 感染症の予防およびまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者十分に周知しているか。 ② 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施しているか。 25 非常災害対策 (1) 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報および連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。 (2) 条例第110条は、指定通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報および連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報および連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）および風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定およびこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者	条例第110条 施行要領第3の6の3の (7)	・ 非常災害に関する具体的な計画（消防計画および風水害、地震等の災害に対応するための計画） ・ 運営規程 ・ 避難訓練の記録 ・ 通報、連絡体制 ・ 消防署への届出	C B C
--	---	--	--	----------------------------

	を置くこととされている指定通所介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。 (耐震措置) (1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件(※)を満たす建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告しているか。 ※一定要件 階数2および延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2および延床面積1,500㎡以上の保育所 (2) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物(既存耐震不適格建築物)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。 26 掲示 (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (2) 指定通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定通所介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (3) 指定通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。(令和7年3月31日までの経過措置あり)	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条 建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条 条例第112条(準用第33条) 施行要領第3の6の3の(11)準用(第3の1の3の(24))	・ 掲示物等	C C C
--	---	---	---------------	----------------------------

	27 秘密保持等 (1)指定通所介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。 (2)指定通所介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3)指定通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	条例第112条(準用第34条)	・従業員の秘密保持誓約書 ・個人情報同意書(利用者または家族の署名、捺印)	C C C
	28 広告 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。	条例第112条(準用第35条)	・パンフレット、チラシ等 ・ホームページ等	C
	29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定通所介護事業者は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	条例第112条(準用第36条)		C
	30 苦情処理 (1)指定通所介護事業者は、利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制および手順等当該事業所にお	条例第 112 条(準用第 37 条)	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル	C

	ける苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。 (2)指定通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3)指定通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 (4)指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該区の職員からの質問もしくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力し、区から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。 (5)指定通所介護事業者は、区からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を区に報告しているか。 (6)指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。 (7)指定通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	条例第110条の2	・重要事項説明書	C C C C C C
--	---	------------------	-----------------	---

	31 地域との連携等 (1)指定通所介護事業者は、指定通所介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図っているか。 (2)指定通所介護事業者は、区が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。 (3)指定通所介護事業者は指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めているか。 32 事故発生時の対応 (1)指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 (2)指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。 (3)指定通所介護事業者は、条例第101条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、(1)の規定に準じた必要な措置を講じているか。 33 虐待の防止 指定通所介護事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、つぎに掲げる措置を講じているか。 ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に十分に周知しているか。	条例第110条の3第1項 条例第112条(準用第39条の2)	・通所介護計画等 ・事故対応マニュアル ・事故の状況および事故に際して採った措置(区、家族、介護支援専門員への報告を含む)の記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録 ・委員会等の記録 ・指針 ・研修記録	C B B C C C C
--	--	--	---	--

	② 虐待の防止のための指針を整備しているか。 ③ 介護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	条例第 112 条(準用第 40 条)	・ 会計関係書類	C
	34 会計の区分 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	条例第 111 条		
	35 記録の整備 (1) 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しているか。 (2) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から 2 年間保存しているか。 なお、「その完結の日」は、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日としているか。		・ 従業者、設備、備品および会計に関する記録等 ・ サービスの提供の記録等	C C
	① 通所介護計画 ② 条例第23条第 2 項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録 ③ 条例第106条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 条例第30条に規定する区への通知に係る記録			C

	⑤ 条例第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑥ 条例第39条第1項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 36 その他 (1)外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。 (2)区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、区長に報告しなければならない。 また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施しなければならない。 ① 避難確保計画を作成し、区に報告しているか。 ② 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。	平成28年9月15日付老高発0915第1号 水防法第15条の3第1項、第2項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項、第2項 水防法第15条の3第5項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第5項	・避難確保計画 ・訓練記録	B C C
第5 変更の届出等	1 変更の届出等 (1)事業者は、当該指定に係る事業所の名称および所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。 (2)事業者は、当該事業を廃止し、または休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止または休止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。	法第75条第1項	・指定申請書および変更届控	C C

第6 介護給付費の算定および取扱い	1 基本的事項 (1) 指定通所介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ※ 指定通所介護事業者が指定通所介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。 (2) 指定通所介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。 (3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	法第41条第4項第1号告示1 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて（平成12年3月1日老企第39号） 告示2 告示3	・加算体制届出等	C
	2 所要時間の取扱い 所要時間については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置づけられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ※ 利用者の数または看護職員もしくは介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の1（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準および看護職員等の員数の基準ならびに通所介護費等の算定方法）に該当する場合〔利用者定数超過または職員数が基準を満たさない場合〕は、同告示により算定しているか。	告示別表6のイからハの注1 通所介護費等の算定方法告示27の1 留意事項第2の7(22)		C
	3 短時間の場合の取扱い 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス	告示別表6イからハの注		C

	ス利用が困難である利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定通所介護を行う場合は、「所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 ※ 利用者の数または看護職員もしくは介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の 1（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準および看護職員等の員数の基準ならびに通所介護費等の算定方法）に該当する場合〔利用者定数超過または職員数が基準を満たさない場合〕は、同告示により算定しているか。	2		C
	4 9 時間以上の場合に係る加算 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定通所介護を行った場合または所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（算定対象時間）が 9 時間以上となるときは、算定対象時間が 9 時間以上10時間未満の場合は50単位を、10時間以上11時間未満の場合は100単位を、11時間以上12時間未満の場合は150単位を、12時間以上13時間の未満の場合は200単位を、13時間以上14時間未満の場合は250単位を所定単位数に加算しているか。	告示別表 6 のイからハの注 6		C
	5 感染症または災害の発生を理由とする利用者数の減少に伴う加算 感染症または災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数の100分の 5 以上減少している場合に、知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月	告示別表 6 のイからハの注 5		C

	から3月以内に限り、1回につき所定単位の100分の3に相当する単位数を所定単位に加算しているか。 ※ 利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別な事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算しているか。			
	6 高齢者虐待防止措置未実施減算 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない、または高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	告示別表6イからハの注2 大臣基準告示14の2 留意事項第2の7 (2)(準用第2の2(10))	・虐待防止委員会等の記録 ・虐待防止のための指針 ・虐待防止のための研修実施記録	C
	7 業務継続計画未策定減算 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	告示別表6イからハの注3 大臣基準告示14の3 留意事項第2の7(3)	・業務継続計画 ・業務継続計画に関する記録	C
	8 生活相談員配置等加算 つぎの基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、告示別表6のイからハの注7を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算しているか。 (1) 生活相談員を1名以上配置しているか。	告示別表6イからハの注8 大臣基準告示14の4 留意事項第2の7(8)		C

	(2) 地域に貢献する活動を行っているか。 9 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価 指定通所介護事業所の従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 10 入浴介助加算 入浴介助を適切に行うことができる人員および設備基準等を有して行われる入浴介助であり、かつ、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行った場合は、1日につき40単位または55単位を所定単位数に加算しているか。 11 中重度者ケア体制加算 つぎに掲げる基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、1日につき45単位を所定単位数に加算しているか。 ア 指定居宅サービス等基準において求められる看護職員または介護職員の員数に加え、看護職員または介護職員を常勤換算方法で2以上確保しているか。 イ 指定通所介護事業所における前年度または算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4または要介護5である者の占める割合が100分の30以上であるか。 ウ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供	告示別表6のイからハの注9 厚生労働大臣が定める地域告示2 告示別表6のイからハの注10 大臣基準告示14の5 留意事項第2の7(10) 告示別表6のイからハの注11 大臣基準告示15 留意事項第2の7(11)	・通所介護計画 ・入浴計画	C C C C C C C
--	---	---	-----------------------------	--

	に当たる看護職員を1名以上配置しているか。 12 生活機能向上連携加算 つぎの基準に適合するものとして知事に届け出た指定通所介護事業者が、外部との連携により利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い (1) については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度とし、1月につき、(2) については1月につき、つぎに掲げる単位数を所定の単数に加算する。 ※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。 ※ 個別機能訓練加算を算定している場合、(1) は算定せず、(2) は1月につき100単位を所定単位に加算すること。 (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位 13 個別機能訓練加算 つぎの基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対して機能訓練を行っている場合には、当該基準の区分に従い、(1) および(2) については1日につき所定単位数を、(3) については1月につき所定単位数を加算しているか。 (1) 個別機能訓練加算 (I) イ 56単位 つぎのいずれにも適合しているか。 ① 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師（はり師またはきゅう師については、理学療法	告示別表6のイからハの注12 大臣基準告示15の2 留意事項第2の7(12)		C
	つぎの基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対して機能訓練を行っている場合には、当該基準の区分に従い、(1) および(2) については1日につき所定単位数を、(3) については1月につき所定単位数を加算しているか。 (1) 個別機能訓練加算 (I) イ 56単位 つぎのいずれにも適合しているか。 ① 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師（はり師またはきゅう師については、理学療法	告示別表6のイからハの注13 大臣基準告示16のイ、ロ、ハ 留意事項第2の7(13)		C

	士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下「理学療法士等」という)を1名以上配置しているか。 ② 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っているか。 ③ 個別機能訓練計画の作成および実施においては、利用者の身体機能および生活機能の向上に資するよう複数の種類の項目を準備し、その項目の選択にあたっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っているか。 ④ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成しているか。 また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに当該利用者またはその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っているか。 ⑤ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準および看護職員の等の数の基準ならびに通所介護費等の算定方法第1号に規定する基準のいずれにも該当していないか。 (2) 個別機能訓練加算 (I) ロ 76単位 つぎのいずれにも適合しているか。 ① (1) ①の規定により配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行			C C C C C
--	--	--	--	--

	う時間帯を通じて1名以上配置しているか。 ② (1) ②から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (3) 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位 つぎのいずれにも適合しているか。 ① (1) の①から⑤までまたは(2) ①および②に掲げる基準に適合しているか。 ② 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。			C
	① (1) の①から⑤までまたは(2) ①および②に掲げる基準に適合しているか。			C
	② 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。			C
	14 ADL維持等加算 つぎの基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準の区分に従い1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) ADL維持等加算(Ⅰ) 30単位 つぎに掲げ基準のいずれにも適合しているか。 ① 評価対象者(当該事業所または当該施設の利用期間((2)において「評価対象利用期間」という。)が6月を超える者をいう。(以下この号において同じ。)の総数が10人以上であるか。 ② 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下「評価対象利用開始月」という。)と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合は当該サービスがあった最終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以	告示別表6のイからハの注14 利用者等告示15の2 大臣基準告示16の2 留意事項第2の7(14)		C
	① 評価対象者(当該事業所または当該施設の利用期間((2)において「評価対象利用期間」という。)が6月を超える者をいう。(以下この号において同じ。)の総数が10人以上であるか。			C
	② 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下「評価対象利用開始月」という。)と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合は当該サービスがあった最終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以			C

	下「ADL値」という。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出しているか。 ③ 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」という。)の平均値が1以上であるか。 (2) ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位 つぎに掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ① (1) ①および②までの基準に適合するものであるか。 ② 評価対象者のADL利得の平均値が3以上であるか。 15 認知症加算 つぎに掲げる基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。 (1) 指定基準において求められる看護職員または介護職員の員数に加え、看護職員または介護職員を常勤換算方法で2以上確保しているか。 (2) 指定通所介護事業所における前年度または算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であるか。 (3) 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専			C C C C C C
--	---	--	--	---

	門的な研修、または認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置しているか。 (4) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的開催しているか。			C
	16 若年性認知症利用者受入加算 (1) 大臣基準告示18に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。 ※ 認知症加算を算定している場合は、算定しない。 (2) 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めているか。	告示別表6のイからハの注16 大臣基準告示18		C
	17 栄養アセスメント加算 つぎに掲げるいずれの基準にも適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は1月につき50単位を所定単位に加算しているか。 (1) 当該事業所の従業者としてまたは外部との連携により管理栄養士を1名配置しているか。 (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者以下「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者またはその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応しているか。 (3) 利用者ごとに栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の	告示別表6のイからハの注17 大臣基準告示18の2 留意事項第2の7(17)		C
				C

	実施に当たった、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。 (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所介護事業所であるか。			C
	18 栄養改善加算 つぎに掲げるいずれの基準に適合しているものとして知事に届け出て、低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算しているか。 (1) 当該事業所の従業者としてまたは外部との連携により管理栄養士を1名以上配置しているか。 (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能および食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成しているか。 (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていると同時に、利用者の栄養状態を定期的に記録しているか。 (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価しているか。 (5) 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であるか。（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。）	告示別表6のイからハの注18 大臣基準告示19 留意事項第2の7(18)		C C C C C C
	19 口腔・栄養スクリーニング加算			

	別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所の従業者が利用開始時および利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニングまたは栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、つぎに掲げる区分に応じ 1 回につき、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 (1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20単位 (2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5 単位	告示別表 6 のイからハの注19 大臣基準告示19の 2 留意事項第 2 の 7 (19)		C
	20 口腔機能向上加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者またはそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導もしくは実施または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い 3 月以内の期間に限り 1 月に 2 回を限度として 1 回につき、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 (1) 口腔機能向上加算 (I) 150単位 つぎに掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ① 言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員を 1 名以上配置しているか。 ② 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成しているか。	告示別表 6 のイからハの注20 大臣基準告示20 留意事項第 2 の 7 (20)		C
				C
				C

	③ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録しているか。			C
	④ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価しているか。			C
	⑤ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であるか。（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。）			C
	(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位 つぎに掲げる基準のいずれにも適合しているか。			
	① (1) ①から⑤までに掲げる基準のいずれにも該当しているか。			C
	② 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。			C
	21 科学的介護推進体制加算 つぎに掲げるいずれの基準にも適合しているものとして知事に届けた指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位に加算しているか。 (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出しているか。 (2) 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に	告示別表6のイからハの注21 留意事項第2の7(21)		C C

	提供するために必要な情報を活用しているか。 22 サービス種類相互の算定関係 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護もしくは特定施設入居者生活介護または小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護もしくは複合型サービスを受けている間に、通所介護費を算定していないか。 23 事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い 指定通所介護事業所と同一建物に居住する者または指定通所介護事業所と同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行った場合は、1日につき94単位を減算しているか。 ※ 傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。 24 送迎を行わない場合の取扱い 利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算しているか。 25 サービス提供体制強化加算 つぎに掲げる基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合等は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定の単位数を加算しているか。 ※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。	告示別表6のイからハの注22 留意事項第2の1(2) 告示別表6のイからハの注23 留意事項第2の7(22) 告示別表6のイからハの注24 留意事項第2の7(23) 告示別表6のニの注大臣基準告示23 留意事項第2の7(26)		C C C C
--	--	---	--	-------------------------------------

	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 つぎのいずれにも適合しているか。 ① つぎのいずれかに適合しているか。 ア 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であるか。 イ 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であるか。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 つぎのいずれにも適合しているか。 ① 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であるか。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位 つぎのいずれにも適合しているか。 ① つぎのいずれかに適合しているか。 ア 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であるか。 イ 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が、100分の30以上であるか。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。 26 介護職員処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に			C C C C C C C C
--	--	--	--	---

告示別表6のホの注
大臣基準告示24（準用4）

	従い、令和6年3月31日までの間つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の23に相当する単位数 27 介護職員等特定処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の12に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の10に相当する単位数 28 介護職員等ベースアップ等支援加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介		・ 介護職員処遇改善計画書、介護職員等特定処遇改善計画書 ・ 給与明細等	
		告示別表6への注 大臣基準告示24の2（準用4の2）		C
		告示別表6ト注 大臣基準告示24の3（準		C

	護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11相当する単位数を所定単位数に加算する。 29 介護職員等処遇改善加算【令和6年6月1日から適用】 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 算定した単位数の 1000 分の 92 に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 算定した単位数の1000 分の 90 に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 算定した単位数の1000 分の 64 に相当する単位数 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲	用大臣基準告示4の3) 告示別表6 ホ注 大臣基準告示 24（準用大臣基準告示4）		C
--	--	---	--	---

	げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算 (V)(1) 算定した単位数の1000 分の 81 に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算 (V)(2) 算定した単位数の1000 分の 76 に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算 (V)(3) 算定した単位数の1000 分の 79 に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算 (V)(4) 算定した単位数の1000 分の 74 に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算 (V)(5) 算定した単位数の1000 分の 65 に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算 (V)(6) 算定した単位数の1000 分の 63 に相当する単位数 (7) 介護職員等処遇改善加算 (V)(7) 算定した単位数の1000 分の 56 に相当する単位数 (8) 介護職員等処遇改善加算 (V)(8) 算定した単位数の1000 分の 69 に相当する単位数 (9) 介護職員等処遇改善加算 (V)(9) 算定した単位数の1000 分の 54 に相当する単位数 (10) 介護職員等処遇改善加算 (V)(10) 算定した単位数の1000 分の 45 に相当する単位数 (11) 介護職員等処遇改善加算 (V)(11) 算定した単位数の1000 分の 53 に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算 (V)(12)			
--	--	--	--	--

	算定した単位数の1000 分の 43 に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算 (V)(13) 算定した単位数の1000 分の 44 に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算 (V)(14) 算定した単位数の1000 分の 33 に相当する単位数			
--	---	--	--	--